

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和元年(2019年)4月1日作成)

[所管：消防局予防課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	消防法	8の2の3	防火対象物定期点検報告制度の特例認定	B	A
2	消防法	8の2の3	防災管理定期点検報告制度の特例認定	B	A
3	消防法	10-1	危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認	A	A
4	消防法	11-1	危険物施設の設置、変更の許可	A	A
5	消防法	11-5	危険物施設の完成検査	B	A
6	消防法	11-5	仮使用の承認	A	A
7	消防法	11の2-1	危険物施設の完成検査前検査	B	A
8	消防法	14の2-1	予防規程の制定、変更の認可	A	A
9	危険物の規制に関する政令	8-4	完成検査済証の再交付	D	A
10	危険物の規制に関する規則	62の5の2-2 ただし書	休止中の地下タンク貯蔵所等の漏れの点検期間の延長承認	B	A
11	危険物の規制に関する規則	62の5の3-2 ただし書	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長承認	B	A
12	豊中市危険物規制規則	19	タンク検査済証の再交付申請	B	A
13	豊中市火災予防条例	23	劇場等での喫煙、裸火等の許可申請	B	A
14	豊中市火災予防条例	47	少量危険物・指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクの検査	B	A
15	火薬類取締法	3,7,9	火薬類の製造営業の許可	B	A
16	火薬類取締法	5,7,9	火薬類の販売営業の許可	B	A

17	火薬類取締法	10-1,3	火薬類製造施設等の変更の許可	B	A
18	火薬類取締法	12-1,3	火薬庫の設置又は変更の許可	B	A
19	火薬類取締法	13 ただし書	火薬庫を所有又は占有しないことを許可若しくは火薬庫を共同占有することの許可	B	A
20	火薬類取締法	15-1~3	火薬類の製造施設の設置又は変更の完成検査	B	A
21	火薬類取締法	15-1~3	火薬庫の設置又は変更の完成検査	B	A
22	火薬類取締法	17-1~3	譲渡又は譲受の許可	B	A
23	火薬類取締法	17-7	譲渡又は譲受の許可証の書換	B	A
24	火薬類取締法	17-8	譲渡又は譲受の許可証の再交付	B	A
25	火薬類取締法	25-1~4	火薬類の消費の許可	B	A
26	火薬類取締法	27-1,2	火薬類の廃棄の許可	B	A
27	火薬類取締法	28-1,3	危害予防規程の認可	B	A
28	火薬類取締法	29 - 1,2,4,5	保安教育計画の認可	B	A
29	火薬類取締法	29-5,6	火薬類消費者の保安教育計画の認可	B	A
30	火薬類取締法	35-1,2	火薬類の製造施設及び火薬庫の保安検査	B	A
31	火薬類取締法施行規則	15-1	火薬庫外貯蔵所指示願	B	A
32	火薬類取締法施行規則	67 の 7-4	保安教育計画を定めるべき者の指定取消	B	A
33	高圧ガス保安法	5,7,8	高圧ガスの製造の許可	A	A
34	高圧ガス保安法	14-1,3	高圧ガスの製造の変更の許可	A	A
35	高圧ガス保安法	16-2	高圧ガスの貯蔵所の許可	A	A
36	高圧ガス保安法	19-1,3	高圧ガスの貯蔵所の変更の許可	A	A

37	高圧ガス保安法	20-1,3	高圧ガスの完成検査	A	A
38	高圧ガス保安法	35-1	保安検査	A	A
39	高圧ガス保安法	48-5	特別充てんの許可	A	A
40	高圧ガス保安法	50-3	容器検査所の登録	B	A
41	高圧ガス保安法	50-3	容器検査所の登録の更新	B	A
42	高圧ガス保安法	54-1	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更	B	A
43	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	3-1~4	液化石油ガス販売事業の登録	B	A
44	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	29-1~3	保安機関の認定	B	A
45	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	32-1,2	保安機関の認定の更新	B	A
46	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	33-1,3	一般消費者の増加の認可	B	A
47	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35-1,2	保安機関の保安業務規程の制定の認可	B	A
48	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35-3	保安機関の保安業務規程の変更の認可	B	A
49	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35の6-1,2	液化石油ガス販売事業者の認定	B	A
50	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	36-1	貯蔵施設等の設置の許可	B	A
51	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	37の2-1,3	貯蔵施設等の変更の許可	B	A
52	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	37の3-1	貯蔵施設等の完成検査	B	A

	する法律				
5 3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	37の4-1,2	充てん設備の設置の許可	B	A
5 4	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	37の4-3	充てん設備の変更の許可	B	A
5 5	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	37の4-4	充てん設備の完成検査	B	A
5 6	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	37の6-1,2	充てん設備の保安検査	B	A

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		防火対象物定期点検報告制度の特例認定
根拠法令及び条項		消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項
所管部局課室係名		消防局予防課予防係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかである。 第八条の二の三 消防長又は消防署長は、 <u>前条第一項</u> の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、 <u>同項</u> の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 2 1 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 24 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	防災管理定期点検報告制度の特例認定	
根拠法令及び条項	消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 1 項	
所管部局課室係名	消防局予防課予防係、北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかである。 第八条の二の三 消防長又は消防署長は、 <u>前条第一項</u> の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、 <u>同項</u> の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 21 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 24 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		危険物の仮貯蔵又は仮取扱の承認
根拠法令及び条項		消防法第 10 条第 1 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	豊中市危険物規制規則第 2 条 (昭和 55 年 7 月 1 日豊中市規則第 18 号)
	基準	豊中市危険物施設の審査基準 第 2 (仮貯蔵又は仮取扱いの承認) 1 仮貯蔵等の反復の制限 2 屋外における仮貯蔵等 3 屋内における仮貯蔵等 4 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準 5 消火設備 6 掲示板 7 危険物取扱者の立ち会い 8 地下タンクの定期点検に伴う危険物の抜取り等 9 基準の特例 10 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵 11 ドライコンテナによる危険物の仮貯蔵 12 タンクコンテナとドライコンテナの同一場所での仮貯蔵 13 油入ケーブル敷設替え工事に伴う絶縁油の仮扱い
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 (平成 27 年 5 月 11 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		危険物施設の設置、変更の許可
根拠法令及び条項		消防法第 11 条第 1 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	豊中市危険物規制規則 第 3 条（製造所等の設置又は変更の許可） 第 5 条（移動タンク貯蔵所の位置の変更申請）
	基準	豊中市危険物施設の審査基準 第 3（製造所）～第 20（警報設備） 第 3 製造所（政令第 9 条） 第 4 一般取扱所（危政令第 19 条） 第 5 屋内貯蔵所（危政令第 10 条） 第 6 屋外タンク貯蔵所（危政令第 11 条） 第 7 屋内タンク貯蔵所（危政令第 12 条） 第 8 地下タンク貯蔵所（危政令第 13 条） 第 9 簡易タンク貯蔵所（危政令第 14 条） 第 10 移動タンク貯蔵所（危政令第 15 条） 第 11 屋外貯蔵所（危政令第 16 条） 第 12 給油取扱所（危政令第 17 条） 第 13 販売取扱所（危政令第 18 条） 第 14 移送取扱所（危政令第 18 条の 2） 第 15 認定保安距離 第 16 電氣的腐食のおそれのある場所 第 17 換気設備等 第 18 電気設備 第 19 消火設備 第 20 警報設備（危政令第 21 条）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定（平成 27 年 5 月 11 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	製造所等の設置許可申請 2 1 日・製造所等の変更許可申請 1 4 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定（平成 27 年 4 月 1 日

		変更)
備	考	

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		危険物施設の完成検査
根拠法令及び条項		消防法第 11 条第 5 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	1 完成検査は、申請に係る製造所等が法第 10 条第 4 項に規定する技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおりに完成しているかどうかを確認するものとする。 2 完成検査の結果、申請に係る製造所等が法第 10 条第 4 項に規定する技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおりに完成していると認められる場合は、完成検査済証を交付する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 (平成 27 年 5 月 11 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	設置の完成検査済証交付まで 5 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		仮使用の承認
根拠法令及び条項		消防法第 1 1 条第 5 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	豊中市危険物規制規則 第 6 条（仮使用の承認） 第 6 条の 2（変更許可及び仮使用の承認の同時申請）
	基 準	豊中市危険物施設の審査基準 第 1（仮使用の承認） 1 仮使用の承認対象 2 保安距離の短縮限界 3 塀の高さ 4 壁体と防火塀の共用 5 塀の幅 6 塀等の構造
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定（平成 27 年 5 月 11 日 最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 4 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定（平成 27 年 4 月 1 日 変更）
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	危険物施設の完成検査前検査	
根拠法令及び条項	消防法第 11 条の 2 第 1 項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	危険物タンクに漏れ、変形等異常がないかを現場において確認する。 異常がなければ正・副（金属製プレート）のタンク検査済証を交付する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定（平成 27 年 5 月 11 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定（平成 27 年 4 月 1 日変更）
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		予防規程の制定認可 予防規程の変更認可
根拠法令及び条項		消防法第 14 条の 2 第 1 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	豊中市危険物規制規則 第 15 条 (予防規程の認可)
	基 準	豊中市危険物施設の審査基準 第 23 (予防規程) I 製造所等 (給油取扱所を除く) の予防規程 1 予防規程の作成単位 (認可の申請) 2 予防規程と他規程等との関係 3 予防規程に定める事項 4 単独荷卸しを行う製造所等における事項 5 他の保安規程の適用を受ける施設の取扱い II 給油取扱所の予防規程 1 予防規程の作成単位 (認可の申請) 2 予防規程に定める事項 3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所における事項 4 単独荷卸しを行う給油取扱所における事項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 (平成 27 年 5 月 11 日 最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日 変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		完成検査済証の再交付
根拠法令及び条項		危険物の規制に関する政令第8条第4項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	休止中の地下タンク貯蔵所等の漏れの点検期間の延長承認	
根拠法令及び条項	危険物の規制に関する規則第62条の5の2第2項ただし書	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該規則に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長承認	
根拠法令及び条項	危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項ただし書	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該規則に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		タンク検査済証の再交付
根拠法令及び条項		豊中市危険物規制規則第19条
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該規則に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	劇場等での喫煙、裸火等の許可申請	
根拠法令及び条項	豊中市火災予防条例第 2 3 条	
所管部局課室係名	北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署 予防広報係	
審 査 基 準	関係条項	豊中市火災予防条例施行規則第 3 条に定める危険物品等
	基 準	<p>豊中市火災予防条例に指定する場所について（昭和 48 年 7 月 1 日 消防長告示第 5 号）</p> <p>豊中市火災予防条例第 2 3 条喫煙等禁止行為の許可基準等に関する 規程（平成 9 年 1 0 月 1 日消防長訓令第 1 8 号）</p> <p>第 23 条 次に掲げる場所で消防長が指定する場所においては、喫 煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険 な物品を持ち込んではいならない。ただし、特に必要な場合にお いて消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限り でない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場 （以下「劇場等」という。）の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は 展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によって重 要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財 として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律 （昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認 定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、火災が発生した 場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)10 月 1 日設定（平成 16 年 4 月 1 日最 終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5 日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 日 ()</p>
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)9 月 21 日設定（平成 24 年 4 月 1 日 変更）
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	少量危険物・指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクの検査	
根拠法令及び条項	豊中市火災予防条例第 47 条（タンクの水張検査等）	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	<p>豊中市火災予防条例第 3 1 条の 4 第 2 項、第 3 1 条の 5 及び第 3 1 条の 6（第 3 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準に適合し、申請の内容と相違がないこと。</p> <p>第 47 条 消防長は、<u>前条第 1 項</u>の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 日 ()</p>
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)9 月 21 日設定（平成 24 年 4 月 1 日変更）
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬類の製造営業の許可	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第3条、第7条、第9条	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		火薬類の販売営業の許可
根拠法令及び条項		火薬類取締法第5条、第7条、第9条
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬類の製造施設等の変更の許可	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第10条第1項、第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬庫の設置又は変更の許可	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第12条第1項、第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬庫を所有又は占有しないことを許可若しくは火薬庫を共同占有することの許可	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第13条ただし書	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬類の製造施設の設置又は変更の完成検査	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第15条第1項、第2項、第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬庫の設置又は変更の完成検査	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第15条第1項、第2項、第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		譲渡又は譲受の許可
根拠法令及び条項		火薬類取締法第17条第1項、第2項、第3項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		譲渡又は譲受の許可証の書換
根拠法令及び条項		火薬類取締法第17条第7項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 6日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	譲渡又は譲受の許可証の再交付	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第17条第8項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		火薬類の消費の許可
根拠法令及び条項		火薬類取締法第 25 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 28 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		火薬類の廃棄の許可
根拠法令及び条項		火薬類取締法第 27 条第 1 項、第 2 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		危害予防規程の認可
根拠法令及び条項		火薬類取締法第 28 条第 1 項、第 3 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保安教育計画の認可
根拠法令及び条項		火薬類取締法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬類消費者の保安教育計画の認可	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第 29 条第 5 項、第 6 項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬類の製造施設及び火薬庫の保安検査	
根拠法令及び条項	火薬類取締法第35条第1項、第2項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 40日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火薬庫外貯蔵所指示願	
根拠法令及び条項	火薬類取締法施行規則第 15 条第 1 項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該規則に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 21 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保安教育計画を定める者の指定取消	
根拠法令及び条項	火薬類取締法施行規則第67条の7第4項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該規則に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 21日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	高压ガスの製造の許可
根拠法令及び条項	高压ガス保安法第 5 条、第 7 条、第 8 条
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	<p>関係条項</p> <p>豊中市高压ガス許認可等の審査基準</p> <p>第 1 一種製造【第 6 条第 1 項】(定置式製造設備)【位置・構造・設備】</p> <p>第 2 一種製造【第 6 条第 2 項】(定置式製造設備)【製造の方法】</p> <p>第 3 一種製造【第 6 条の 2 第 1 項】(CE)【位置・構造・設備】</p> <p>第 4 一種製造【第 6 条の 2 第 2 項】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 5 一種製造【第 6 条の 2 第 3 項】(CE)【製造の方法】</p> <p>第 6 一種製造【第 7 条第 1 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給無》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 7 一製製造【第 7 条第 2 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給有》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 8 一種製造【第 7 条第 3 項】(圧縮天然ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 9 一種製造【第 7 条の 2 第 1 項】(液化天然ガススタンド)【位置・構造・設備】</p> <p>第 10 一種製造【第 7 条の 2 第 2 項】(液化天然ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 11 一種製造【第 7 条の 3 第 1 項】(特定圧縮水素スタンド)【位置・構造・設備】</p> <p>第 12 一種製造【第 7 条の 3 第 2 項】(特定圧縮水素スタンド《基準きつめ》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 13 一種製造【第 7 条の 3 第 3 項】(特定圧縮水素ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 14 一種製造【第 8 条第 1 項】(移動式製造設備)【位置・構造・設備】</p> <p>第 15 一種製造【第 8 条第 2 項】(移動式製造設備)【製造の方法】</p> <p>第 16 一種製造【第 8 条第 3 項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)【位置・構造・設備】</p>

		<p>第17 一種製造【第8条第4項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)</p> <p>【製造の方法】</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年(2012年)3月23日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 25日
	内 訳	<p>経由機関 日 ()</p> <p>処分機関 日 ()</p>
	設定等年月日	平成23年(2011年)4月19日設定 (平成27年4月1日変更)
備考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	高压ガスの製造の変更の許可
根拠法令及び条項	高压ガス保安法第 1 4 条第 1 項、第 3 項
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	<p>豊中市高压ガス許認可等の審査基準</p> <p>第 1 一種製造【第 6 条第 1 項】(定置式製造設備)【位置・構造・設備】</p> <p>第 2 一種製造【第 6 条第 2 項】(定置式製造設備)【製造の方法】</p> <p>第 3 一種製造【第 6 条の 2 第 1 項】(CE)【位置・構造・設備】</p> <p>第 4 一種製造【第 6 条の 2 第 2 項】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 5 一種製造【第 6 条の 2 第 3 項】(CE)【製造の方法】</p> <p>第 6 一種製造【第 7 条第 1 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給無》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 7 一製製造【第 7 条第 2 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給有》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 8 一種製造【第 7 条第 3 項】(圧縮天然ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 9 一種製造【第 7 条の 2 第 1 項】(液化天然ガススタンド)【位置・構造・設備】</p> <p>第 1 0 一種製造【第 7 条の 2 第 2 項】(液化天然ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 1 1 一種製造【第 7 条の 3 第 1 項】(特定圧縮水素スタンド)【位置・構造・設備】</p> <p>第 1 2 一種製造【第 7 条の 3 第 2 項】(特定圧縮水素スタンド《基準きつめ》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 1 3 一種製造【第 7 条の 3 第 3 項】(特定圧縮水素ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 1 4 一種製造【第 8 条第 1 項】(移動式製造設備)【位置・構造・設備】</p> <p>第 1 5 一種製造【第 8 条第 2 項】(移動式製造設備)【製造の方法】</p> <p>第 1 6 一種製造【第 8 条第 3 項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)【位置・構造・設備】</p>

		第17 一種製造【第8条第4項】(移動式製造設備《CE 充てん用》) 【製造の方法】
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年(2012年)3月23日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 15日
	内 訳	経由機関 日 () 処分機関 日 ()
	設定等年月日	平成23年(2011年)4月19日設定 (平成27年4月1日変更)
備考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	高压ガスの貯蔵所の許可	
根拠法令及び条項	高压ガス保安法第 16 条第 2 項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市高压ガス許認可等の審査基準 第 24 一種貯蔵【第 22 条】(貯槽《CE 除く》)【位置・構造・設備】 第 25 一種貯蔵【第 22 条】(CE)【位置・構造・設備】 第 26 一種貯蔵【第 22 条】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】 第 27 一種貯蔵【第 23 条】(容器)【位置・構造・設備】
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)3 月 23 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	高压ガスの貯蔵所の変更の許可	
根拠法令及び条項	高压ガス保安法第 19 条第 1 項、第 3 項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市高压ガス許認可等の審査基準 第 24 一種貯蔵【第 22 条】(貯槽《CE 除く》)【位置・構造・設備】 第 25 一種貯蔵【第 22 条】(CE)【位置・構造・設備】 第 26 一種貯蔵【第 22 条】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】 第 27 一種貯蔵【第 23 条】(容器)【位置・構造・設備】
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)3 月 23 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	高压ガスの完成検査
根拠法令及び条項	高压ガス保安法第 20 条第 1 項、第 3 項
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	<p>関係条項</p> <p>豊中市高压ガス許認可等の審査基準</p> <p>第 1 一種製造【第 6 条第 1 項】(定置式製造設備)【位置・構造・設備】</p> <p>第 2 一種製造【第 6 条第 2 項】(定置式製造設備)【製造の方法】</p> <p>第 3 一種製造【第 6 条の 2 第 1 項】(CE)【位置・構造・設備】</p> <p>第 4 一種製造【第 6 条の 2 第 2 項】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 5 一種製造【第 6 条の 2 第 3 項】(CE)【製造の方法】</p> <p>第 6 一種製造【第 7 条第 1 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給無》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 7 一製製造【第 7 条第 2 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給有》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 8 一種製造【第 7 条第 3 項】(圧縮天然ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 9 一種製造【第 7 条の 2 第 1 項】(液化天然ガススタンド)【位置・構造・設備】</p> <p>第 10 一種製造【第 7 条の 2 第 2 項】(液化天然ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 11 一種製造【第 7 条の 3 第 1 項】(特定圧縮水素スタンド)【位置・構造・設備】</p> <p>第 12 一種製造【第 7 条の 3 第 2 項】(特定圧縮水素スタンド《基準きつめ》)【位置・構造・設備】</p> <p>第 13 一種製造【第 7 条の 3 第 3 項】(特定圧縮水素ガススタンド)【製造の方法】</p> <p>第 14 一種製造【第 8 条第 1 項】(移動式製造設備)【位置・構造・設備】</p> <p>第 15 一種製造【第 8 条第 2 項】(移動式製造設備)【製造の方法】</p> <p>第 16 一種製造【第 8 条第 3 項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)【位置・構造・設備】</p>

		<p>第17 一種製造【第8条第4項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)</p> <p>【製造の方法】</p> <p>第24 一種貯蔵【第22条】(貯槽《CE 除く》)【位置・構造・設備】</p> <p>第25 一種貯蔵【第22条】(CE)【位置・構造・設備】</p> <p>第26 一種貯蔵【第22条】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】</p> <p>第27 一種貯蔵【第23条】(容器)【位置・構造・設備】</p> <p>第31 移動【第49条第1項】(車両に固定した容器《燃料用装置除く》)</p> <p>【移動】</p> <p>第32 移動【第49条第2項】(車両に固定した容器《燃料用装置》)</p> <p>【移動】</p> <p>第33 移動【第50条】(車両に固定した容器以外)【その他移動】</p> <p>第34 移動【第51条】【導管移動】</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年(2012年)3月23日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 14日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 日 ()</p>
	設定等年月日	平成23年(2011年)4月19日設定 (平成27年4月1日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	高压ガスの保安検査																																				
根拠法令及び条項	高压ガス保安法第 3 5 条第 1 項																																				
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係																																				
審 査 基 準	<table border="1"> <tr> <td>関係条項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊中市高压ガス許認可等の審査基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 一種製造【第 6 条第 1 項】(定置式製造設備)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 一種製造【第 6 条第 2 項】(定置式製造設備)【製造の方法】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 3 一種製造【第 6 条の 2 第 1 項】(CE)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 一種製造【第 6 条の 2 第 2 項】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 5 一種製造【第 6 条の 2 第 3 項】(CE)【製造の方法】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 6 一種製造【第 7 条第 1 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給無》)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 7 一製製造【第 7 条第 2 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給有》)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 8 一種製造【第 7 条第 3 項】(圧縮天然ガススタンド)【製造の方法】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 9 一種製造【第 7 条の 2 第 1 項】(液化天然ガススタンド)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 0 一種製造【第 7 条の 2 第 2 項】(液化天然ガススタンド)【製造の方法】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 1 一種製造【第 7 条の 3 第 1 項】(特定圧縮水素スタンド)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 2 一種製造【第 7 条の 3 第 2 項】(特定圧縮水素スタンド《基準きつめ》)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 3 一種製造【第 7 条の 3 第 3 項】(特定圧縮水素ガススタンド)【製造の方法】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 4 一種製造【第 8 条第 1 項】(移動式製造設備)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 5 一種製造【第 8 条第 2 項】(移動式製造設備)【製造の方法】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 6 一種製造【第 8 条第 3 項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)【位置・構造・設備】</td> <td></td> </tr> </table>	関係条項		豊中市高压ガス許認可等の審査基準		第 1 一種製造【第 6 条第 1 項】(定置式製造設備)【位置・構造・設備】		第 2 一種製造【第 6 条第 2 項】(定置式製造設備)【製造の方法】		第 3 一種製造【第 6 条の 2 第 1 項】(CE)【位置・構造・設備】		第 4 一種製造【第 6 条の 2 第 2 項】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】		第 5 一種製造【第 6 条の 2 第 3 項】(CE)【製造の方法】		第 6 一種製造【第 7 条第 1 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給無》)【位置・構造・設備】		第 7 一製製造【第 7 条第 2 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給有》)【位置・構造・設備】		第 8 一種製造【第 7 条第 3 項】(圧縮天然ガススタンド)【製造の方法】		第 9 一種製造【第 7 条の 2 第 1 項】(液化天然ガススタンド)【位置・構造・設備】		第 1 0 一種製造【第 7 条の 2 第 2 項】(液化天然ガススタンド)【製造の方法】		第 1 1 一種製造【第 7 条の 3 第 1 項】(特定圧縮水素スタンド)【位置・構造・設備】		第 1 2 一種製造【第 7 条の 3 第 2 項】(特定圧縮水素スタンド《基準きつめ》)【位置・構造・設備】		第 1 3 一種製造【第 7 条の 3 第 3 項】(特定圧縮水素ガススタンド)【製造の方法】		第 1 4 一種製造【第 8 条第 1 項】(移動式製造設備)【位置・構造・設備】		第 1 5 一種製造【第 8 条第 2 項】(移動式製造設備)【製造の方法】		第 1 6 一種製造【第 8 条第 3 項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)【位置・構造・設備】	
関係条項																																					
豊中市高压ガス許認可等の審査基準																																					
第 1 一種製造【第 6 条第 1 項】(定置式製造設備)【位置・構造・設備】																																					
第 2 一種製造【第 6 条第 2 項】(定置式製造設備)【製造の方法】																																					
第 3 一種製造【第 6 条の 2 第 1 項】(CE)【位置・構造・設備】																																					
第 4 一種製造【第 6 条の 2 第 2 項】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】																																					
第 5 一種製造【第 6 条の 2 第 3 項】(CE)【製造の方法】																																					
第 6 一種製造【第 7 条第 1 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給無》)【位置・構造・設備】																																					
第 7 一製製造【第 7 条第 2 項】(圧縮天然ガススタンド《外部供給有》)【位置・構造・設備】																																					
第 8 一種製造【第 7 条第 3 項】(圧縮天然ガススタンド)【製造の方法】																																					
第 9 一種製造【第 7 条の 2 第 1 項】(液化天然ガススタンド)【位置・構造・設備】																																					
第 1 0 一種製造【第 7 条の 2 第 2 項】(液化天然ガススタンド)【製造の方法】																																					
第 1 1 一種製造【第 7 条の 3 第 1 項】(特定圧縮水素スタンド)【位置・構造・設備】																																					
第 1 2 一種製造【第 7 条の 3 第 2 項】(特定圧縮水素スタンド《基準きつめ》)【位置・構造・設備】																																					
第 1 3 一種製造【第 7 条の 3 第 3 項】(特定圧縮水素ガススタンド)【製造の方法】																																					
第 1 4 一種製造【第 8 条第 1 項】(移動式製造設備)【位置・構造・設備】																																					
第 1 5 一種製造【第 8 条第 2 項】(移動式製造設備)【製造の方法】																																					
第 1 6 一種製造【第 8 条第 3 項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)【位置・構造・設備】																																					

		<p>第17 一種製造【第8条第4項】(移動式製造設備《CE 充てん用》)</p> <p>【製造の方法】</p> <p>第24 一種貯蔵【第22条】(貯槽《CE 除く》)【位置・構造・設備】</p> <p>第25 一種貯蔵【第22条】(CE)【位置・構造・設備】</p> <p>第26 一種貯蔵【第22条】(CE《ローリーから受け入れるもの》)【位置・構造・設備】</p> <p>第27 一種貯蔵【第23条】(容器)【位置・構造・設備】</p> <p>第31 移動【第49条第1項】(車両に固定した容器《燃料用装置除く》)</p> <p>【移動】</p> <p>第32 移動【第49条第2項】(車両に固定した容器《燃料用装置》)</p> <p>【移動】</p> <p>第33 移動【第50条】(車両に固定した容器以外)【その他移動】</p> <p>第34 移動【第51条】【導管移動】</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年(2012年)3月23日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 40日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 日 ()</p>
	設定等年月日	平成23年(2011年)4月19日設定 (平成27年4月1日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	特別充てんの許可	
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法第 4 8 条第 5 項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市高圧ガス許認可等の審査基準 第 2 7 一種貯蔵【第 23 条】(容器)【位置・構造・設備】
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)3 月 23 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 4 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	容器検査所の登録	
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法第50条第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)3 月 23 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 12日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	容器検査所の登録の更新	
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法第 50 条第 3 項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)3 月 23 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 12 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更	
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法第54条第1項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)3 月 23 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	液化石油ガス販売事業の登録	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条第1項、第2項、第3項、第4項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保安機関の認定	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第29条第1項、第2項、第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保安機関の認定の更新	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第32条第1項、第2項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	一般消費者の増加の認可	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第33条第1項、第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保安機関の保安業務規程の制定の認可	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条第1項、第2項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保安機関の保安業務規程の変更の認可	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	液化石油ガス販売事業者の認定	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の6第1項、第2項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	貯蔵施設等の設置の許可	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第36条第1項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	貯蔵施設等の変更の許可	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の2第1項、第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	貯蔵施設等の完成検査	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の3第1項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	充てん設備の設置の許可	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第1項、第2項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	充てん設備の変更の許可	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第3項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	充てん設備の完成検査	
根拠法令及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第4項	
所管部局課室係名	消防局予防課危険物保安係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		充てん設備の保安検査
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の6第1項、第2項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	根拠条項により明らかであるので、当該法令に基づき適切に対処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 40日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 日 ()
	設定等年月日	平成 23 年(2011 年)4 月 19 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		